

8. 生 活 ・ 産 業

1 国際金融・経済都市の実現【最重点】

(提案要求先 内閣府・金融庁・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省
・経済産業省・環境省)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局・財務局
・産業労働局・教育庁)

東京が世界をリードする国際金融都市として輝くための都の抜本的な取組を支援し、東京に必要な資源を集中的に投入すること。

<現状・課題>

都では、令和3年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想2.0に基づき、スピード感を持って施策を展開している。

東京が世界をリードする国際金融・経済都市として輝くためには、都のみならず国、官民連携金融プロモーション組織である「FinCity.Tokyo」、民間の関係事業者が一体となってこうした施策に取り組むことが不可欠であり、国の対応が期待される税制見直しや規制緩和などについて、以下の項目を要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 国内外金融系企業、とりわけ資産運用業及びフィンテック企業の新規参入促進のため、法人税や所得税などの負担軽減を一層推進すること。また、We b 3.0の社会を見据え、ブロックチェーン等を活用したイノベーションや、関連企業・人材の集積を促進するため、暗号資産等に係る税制の見直し及び明確で安心・安全なルールの整備に取り組むこと。
- (2) セキュリティトークンの発行・流通について、事業者による円滑な資金調達を実現するため、投資家保護に配慮しつつ、各種非課税制度及び源泉徴収の不適用制度の対象とするなど必要な環境整備を進めること。
- (3) 2,000兆円を超える国内個人金融資産について、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させ、幅広い都民の安定的な資産形成を実現するため、
 - ① NISA制度が恒久化等抜本的に拡充されることを踏まえ、安定的な資産形成の重要性や新たな制度の理解促進に取り組むとともに、iDeCoの拠出限度額の拡大等制度の改革を実現すること。
 - ② 若年層から高齢者までの様々な世代の人々がそれぞれのライフスタイルに応じて金融商品の選択が可能となるよう、適切な勧誘や助言が行われるための制度的な枠組みの構築など必要な措置を講じること。
 - ③ 金融リテラシー向上に向けた取組を一層推進するとともに、国、地方自治体、民間団体等の連携の仕組みを構築すること。
- (4) 金融所得に対する課税のあり方について検討を行う際には、「貯蓄から投資へ」の動きを加速させるという視点等に十分に配慮すること。
- (5) 国内個人金融資産が、高い環境技術や潜在力を有する国内企業の成長資金

として活用されるよう、つみたてNISAの対象として指定されたインデックスにESG指数を追加するなど、個人投資家のESG投資を後押しする税制に関する措置を講ずること。

- (6) 持続可能な成長に必要な資金調達の円滑化に向け、企業のサステナビリティ情報の開示基準など、新たに策定されるサステナブルファイナンスに関する国際的な基準に沿った情報開示に取り組む企業への支援を行うこと。
- (7) アジア諸国を含めたGX推進に向け、トランジションファイナンスの国際的な普及に取り組むこと。
- (8) インパクト投融資の推進について、国際的な動向に目を配るとともに、中堅・中小企業を後押しする方針を整備し、先進事例を発信するなど、取組を推進すること。
- (9) 国内企業の魅力を広く海外に発信するとともに、海外から日本の金融市場への投資を呼び込むため、国内企業の英文による情報開示を推進すること。
- (10) 金融関連法令の英語翻訳・公表の推進や、拠点開設サポートオフィスにおける英語での登録手続等の対象となる業の拡大等、金融行政の一層の英語化を図ること。
- (11) 都による誘致関係のインセンティブが付与された企業や、東京版EMP（新興資産運用業者育成プログラム）によって育成される企業など、確実に都内に拠点を置くことが見込まれる金融系外国企業を対象に、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」に引き続き取り組むこと。
- (12) 金融系外国人材・企業による口座開設の円滑化に向けた支援を行うこと。
- (13) 金融系外国人材等が安心して活躍できる生活環境を整備するため、
 - ① 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBT等の方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例を創設すること。
 - ② 高度金融人材等のニーズにかなった家事使用人利用の促進を図るため、特区による高度人材の家事使用人や親の帯同要件の更なる規制緩和を実現すること。
 - ③ 国家戦略特区において、インターナショナルスクール向けに建物を整備し、貸し付けた者に係る税制優遇措置の拡充を図ること。
 - ④ 家事支援外国人受入事業について、サービス提供地域を拡大するなどの制度拡充を実現すること。
- (14) 世界で学び、活躍する人材を育成し、また、国際都市として多くの留学生を引きつけるために、秋季入学を含めた柔軟で多様な学びのあり方について、幅広い観点から議論を積み重ねるなど、国の責任において検討を進めること。
- (15) クールジャパンの魅力発信等に資する外国人材を誘致するため、特区により、
 - ① 外国人理容師の就労を可能とする在留資格緩和を実現すること。
 - ② 外国人料理人の就労を促進する在留資格緩和を実現すること。
- (16) 国際仲裁の活性化に向けて、実効的な人材の確保・育成や効果的な広報・意識啓発等、必要な措置を講ずること。
- (17) ビジネス環境が充実したポテンシャルの高い都心の国有地など、産業の活

性化に資する拠点等となる場を確保すること。

- (18) サステナブルファイナンス等の視点も持った高度金融専門人材及び当該人材を支えるデータサイエンティストや金融関連の法務・コンプライアンス人材の育成について、取組を強化すること。
- (19) 新興資産運用業者に対する運用資金の拠出を促進していく観点から、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）をはじめとする公的年金等の管理運用主体に対して、運用機関に求める要件の緩和について適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと。
- (20) 国内ファンドの外国組合員に対する P E（恒久的施設）課税の制度について、外国からの投資を促進する観点から、免除要件の緩和など適切な措置を講じること。
- (21) 令和 4 年 2 月に国において策定した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（V e r . 3 . 0）」に基づく取組を着実に実施するとともに、今後の情勢変化等を見据え、金融業界全体の取組の高度化を図ること。
- (22) 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区で提案した「東京グローバルイノベーションビザ」について、
 - ① 高度専門職人材の配偶者が日本に居住しながら海外企業等とのリモートワークでの就労を可能とする在留資格緩和を早期に実現すること。
 - ② 外国人創業活動促進事業における在留資格緩和を早期に実現すること。
- (23) 国際的なリモートワーカー（いわゆる「デジタルノマド」）が入国可能となる在留資格の創設に向けた検討を加速し、早期に実現を図ること。なお、検討に当たっては、イノベーションを促進する観点から、デジタルノマド人材がスタートアップとの交流や協業等が可能となるような活動を認めること。
- (24) 貿易分野のデジタル化に向けて、国際標準に基づくデータ連携を促進する仕組みなど、環境整備を着実に進めること。
- (25) カーボン・クレジット市場の健全な発展に向け、多くの種類のクレジットが存在している状況を踏まえた情報開示のルール策定など、投資家保護や取引拡大に資する取組を進めること。

2 スタートアップ支援の推進【最重点】

1 スタートアップ支援の連携と施策の強化

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

世界市場で打ち勝つスタートアップを育てていくために、起業数及びユニコーン数の拡大に向けて、都と密接に連携を図りつつ、施策を抜本的に強化すること。

<現状・課題>

世界の変革と成長は、スタートアップが牽引しており、また、スタートアップのイノベーションが社会課題を解決することから、世界では国や都市を挙げてスタートアップのエコシステムを創り出している。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」を昨年11月に策定し、5年後に10倍を超える投資額とすることを目標とするとともに、将来的にユニコーン100社創出・スタートアップ10万社創出することを目指す、官民による我が国のスタートアップ育成策の全体像をとりまとめた。

都も、昨年11月にスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」を策定し、「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」として、東京発ユニコーン数、東京の起業数及び東京都の協働実践数をそれぞれ5年で10倍とする目標を掲げた。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都が連携し、オールジャパンで取組を推進するとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、多様な側面からの支援強化を行い、抜本的に施策を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成5か年計画」を着実に進めるとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面から抜本的な支援強化を図ること。

2 スタートアップの世界への発信

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

起業時から世界を見据え、世界市場に進出するスタートアップを輩出するために、国内外のイベントの利活用、国内スタートアップに関するデータベースの整備など、戦略的な情報発信を一体的に進めること。

<現状・課題>

スタートアップが世界で活躍するためには、優れた技術をもつスタートアップを海外からも的確に認知し把握できるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成5か年計画」において、国内スタートアップの海外展開の強化として、海外のベンチャーキャピタル・スタートアップ・起業家に対し、日本のスタートアップや支援制度に関する情報発信を進めるとしている。

都でも、「Global Innovation with STARTUPS」で、グローバルイベントの開催や海外のグローバルイベントの活用、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンで発信するとしている。

<具体的要求内容>

City-Tech Tokyoなど都で開催するグローバルイベントや海外でのスタートアップ関連イベント等を活用し、都と連携して世界に向けた情報発信を行うこと。

海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルと繋がるプラットフォームを構築すること。

3 イノベーションを起こす場づくりの推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・経済産業省・文部科学省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

都のTokyo Innovation Base構想について、国機関も入居してスタートアップ支援策を共同して実施するとともに、国の関連施設において、連携した支援プログラム等を展開・推進すること。

<現状・課題>

世界で活躍するスタートアップ企業を数多く生み出すためには、イノベーションを起こす場づくりが重要である。

国では、昨年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」において、グローバルスタートアップキャンパス構想を示すなど、様々なスタートアップ拠点の設置や計画が進んでいる。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」において、スタートアップ同士が交流し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大学、行政等が気軽にアクセスできる場であり、重点的な支援を提供する一大拠点「Tokyo Innovation Base」構想を掲げている。この拠点が効果的な場となるためには、都内各地の拠点とも連携し、多様な支援プログラムを提供するなどにより、エコシステムの大きなネットワークを創り上げることが重要である。

<具体的要求内容>

「Tokyo Innovation Base」が、スタートアップ同士の交流のみならず、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ支援が行われる場となるよう、ベンチャーキャピタルやアクセラレーター、大学、大企業等とともに、国機関も入居してサービスを提供すること。また、国の関連施設との支援プログラムの実施等、連携した取組を進めること。

4 海外投資家の誘致

(提案要求先 内閣府・経済産業省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

<現状・課題>

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べ圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。

国では、昨年11月の「スタートアップ育成5か年計画」の第二の柱「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」として、スタートアップへの出資の促進を進め、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みを構築することとしている。

<具体的要求内容>

海外の投資家や海外ベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備を進めるとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

5 公共調達の推進

(提案要求先 内閣官房・デジタル庁・総務省)
(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組について、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとするとともに、自治体が参画できる法制度の整備を進めること。

<現状・課題>

公共調達の事務については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）のとおり、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

国が昨年11月に発表した「スタートアップ育成5か年計画」では、スタートアップを育成する際、公共調達の活用が重要であるとの認識が示されている。

また、国では情報システム調達改革検討会を開催し、デジタルマーケットプレイスの検討が進められており、令和5年度中に実証を行い、早期の導入を目指しているが、スタートアップからの公共調達拡大に有効な施策であると考えられることから、すべての自治体が活用可能な具体的な場として強力に推進されたい。

<具体的要求内容>

スタートアップの成長を促進するため、需要の創出や信頼性向上の観点から、都や他自治体も含めた公共調達の果たす役割を明確にするとともに、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

また、国が今年度中に実証を行うデジタルマーケットプレイスの検討に当たり、都や希望する自治体の実証実験の段階から参加できる仕組みとすること。加えて、自治体が参画できる法制度となるように整備を進めること。

6 スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・産業労働局)

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。デジタルノマドビザを早期に創設するなど、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等や創業支援制度の規制緩和を行うこと。

<現状・課題>

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国において、「規制改革関係府省庁連絡会議」は、「規制改革推進に関する答申」（令和4年5月27日規制改革推進会議決定）において、「規制改革関係府省庁は、規制改革関係府省庁連絡会議を設置することなどにより連携を強化し、規制改革の実効性を高める」こととされたことを踏まえ、関係府省庁間の連携を強化し、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築するため設置された。

都では、昨年11月のGlobal Innovation with STARTUPSにおいて、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援の推進を進めている。

国においても、令和4年度の「規制改革実施計画」を定めており、スタートアップの規制・制度見直しについても言及されている。

<具体的要求内容>

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。また、東京都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置、外国人創業活動促進事業の条件緩和について、検討を進めること。また、スタートアップとの協業や国内企業との交流等を通じたイノベーションの促進を図るため、デジタルノマドビザの早期実現を図ること。なお、検討に当たっては、国内のスタートアップ等との交流や、国内企業と契約して報酬を受けること（必要に応じ、一定の要件を設ける）などを可能とすること。

7 公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

(提案要求先 内閣官房)

(都所管局 スタートアップ・国際金融都市戦略室・総務局)

公立大学法人においても、大学発スタートアップに出資できるようにすること。

<現状・課題>

国立大学法人は、産業競争力強化法と国立大学法人法の改正により、令和4年4月から、民間ファンドに出資することができるようになり、大学発スタートアップに投資できるようになった。

一方で、公立大学法人においては、地方独立行政法人法によりベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等への出資ができない。

<具体的要求内容>

今後、国が大学の出資機能の拡大を検討するに当たり、国内にある全ての大学が、自らの研究シーズや学生の力を活かして、スタートアップのイノベーションを起こせるよう、公立大学法人による投資が可能な枠組みを作ること。

当該枠組みにおいては、大学が自らの学生や研究者の起業するための資金投下を後押しし、大学の意思において出資ができる仕組みを検討し、早期に実現すること。

参 考

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

○参考条文

■地方独立行政法人法

（他業の禁止）

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

■国立大学法人と公立大学法人の出資の範囲（文科省「国立大学法人等からの出資範囲について」を参考に整理）

	成果活用促進事業者	技術移転機関 (承認 TLO)	特定研究成果活用 支援事業者	研究成果活用事業者	指定国立大学 研究成果活用事業者	教育研究施設管理等 事業者
	大学の技術に関する研究の成果を実用化するために必要な研究を行う又は、必要な研究等を企画・あっせんする事業者	大学における技術に関する研究成果の特許権の実施許諾等により民間事業者に移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援等を行う認定 VC・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者	大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー	大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者
国立大学法人	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可	出資可
公立大学法人	出資可	出資可	出資不可	出資不可	出資不可	出資不可

（業務の範囲）

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

二 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

■地方独立行政法人法施行令

（公立大学法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）

第四条 法第二十一条第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業

二 次に掲げる活動により大学又は大学及び高等専門学校（イ及びロにおいて「大学等」という。）における技術に関する研究の成果の実用化を促進する事業

イ 当該大学等が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究等（当該大学等における研究又は当該大学等における技術に関する研究の成果の普及若しくは実用化をいう。）についての企画及びあっせん

ロ 当該大学等における技術に関する研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究の成果を実用化するために必要な研究開発

※ 平成29年4月地方独立行政法人法第21条が改正され、公立大学法人における出資対象が拡大

「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」

⇒ 技術移転機関（TLO）及び成果活用促進事業者への出資が可能に

8 アン Entrepreneurship 教育の推進

(提 案 要 求 先 内 閣 府 ・ 文 部 科 学 省)
(都 所 管 局 ス タ ー ト ア ッ プ ・ 国 際 金 融 都 市 戦 略 室 ・ 総 務 局 ・ 産 業 労 働 局)

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、
初等・中等教育段階も含めた Entrepreneurship 教育を実施すること。

<現状・課題>

これまで国では、次世代 Entrepreneurship 育成事業（EDGE-NEXT）として、大学等に対してのプログラムを実施してきた。また中小企業庁においても、高校生に向けた「起業家教育事業」として起業家教育プログラムや出前授業を実施している。

また、昨年11月に発表された「スタートアップ育成5か年計画」では、Entrepreneurship 教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等が示されている。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」で Entrepreneurship（起業家性）の育成を取組の柱に据えている。小中学校、高校における継続的な Entrepreneurship 教育実施を進めており、「小中学校向け起業家教育推進事業」として、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援を行うとともに、講演可能な起業家や経営者などを派遣している。

しかし、Global Entrepreneurship Monitor の調査では、起業家性を応援する文化は47か国中44位と低く、挑戦者を応援する土壌が構築できていない。また、日本財団の18歳意識調査では、日本の若者の社会変革の意欲は6か国中最下位であった。日本では世界に比べて、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない現状がある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく様々な分野において変革を生み出す幅広い意味での Entrepreneurship が求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

<具体的要求内容>

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系を構築し、これまでは主に高校生、大学生向けが中心となっていた Entrepreneurship 教育について、初等・中等教育段階から実施すること。

また、起業家と触れ合う機会の提供や、PBL型の教育の展開など、実践的な Entrepreneurship 教育を実施すること。

3 「スマート東京」実現に向けた高速モバイルインターネット網の早期構築等【最重点】

(提案要求先 デジタル庁・総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせるため、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。

<現状・課題>

5Gによる高速モバイルインターネット網の整備は、国民のQOLを向上させるために必要不可欠である。

国においても、少子高齢化・過疎化といった課題に対し、デジタル実装を進め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル基盤の整備を促進している。

都ではデジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、都民が質の高い生活を送ることができる「スマート東京」の実現を目指している。具体的な取組として、都保有アセットへの5G基地局等設置の手續の簡素化を目指し、令和元年11月にアセットデータベースの公開やワンストップ窓口を運営している。

高速モバイルインターネット網は基幹的公共インフラであると同時に、その利用はユニバーサルサービスとされるべきである。また、「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」といった5Gの特長であるSub6帯やミリ波帯などの周波数帯の整備は、「スマート東京」実現の上で不可欠である。

そのため、都では、基地局数、基盤展開率、人口カバー率の都道府県別整備状況の開示を求めてきたが、「5Gの整備状況（令和3年度末）」（令和4年10月21日）では、都道府県別の人口カバー率のみが公表され、東京都は99.5%であったものの、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況が開示されていない。

また、島しょ地域や山間部など採算が見込めない地域については、維持管理費

等の負担から、無線通信事業者の自発的な基地局整備につながりにくい。

一方、ローカル5Gにおいても設備機器が高価である等、整備環境に課題がある。5Gネットワークを早期に構築し、最先端技術が生み出す豊かさを誰もが等しく享受できるよう、国のリーダーシップの下、通信事業者による5G基地局の設置を促進するほか、ローカル5Gの取組も推進する必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

- (1) 5Gによる高速モバイルインターネット網の構築に向け、国が掲げる基地局数、基盤展開率の目標を早期かつ着実に達成すること。また、周波数帯別の内訳を含めた都道府県別の整備状況を示すこと。
- (2) 高速モバイルインターネット網を都内にくまなく行き渡らせ、基地局設置後も高速モバイルインターネット網が継続的に利用できるよう、実効性のある財政措置を講じること。
- (3) ローカル5Gについて、地域課題の解決に資するようなユースケースを開発実証するとともに、地方公共団体が容易に展開導入できるよう、必要な技術的、財政的支援を講じること。

参 考

(1) (2) (3) 国施策の根拠法令・計画

- ・総務省「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和5年4月25日発表）
- ・総務省「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」（平成17年11月25日総基移第380号 最終改正：令和4年3月22日総基移第63号）

4 「スマート東京」実現に向けた官民連携データプラットフォームの構築【最重点】

(提案要求先 デジタル庁)
(都所管局 デジタルサービス局)

国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との円滑な連携など、都が取り組む官民連携データプラットフォームの構築を支援すること。

<現状・課題>

都は、「スマート東京」(東京版Society 5.0)の実現に向けて、都が保有するデータに加えて、都内の区市町村、関係機関、民間企業等から得た官民の多様なデータを元に、都民のQOL向上に資するサービスの創出を支援する「東京データプラットフォーム」を今年度整備する予定である。

また国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、広く多様なデータを活用して新しい価値を創出するために、重点的に取り組むべき分野を指定したうえで、関係省庁とデジタル庁が協力して2025年までにプラットフォーム実装をすることを目指し取組が進められている。

官民のデータ流通を促して、イノベーションを後押しするとともに、社会課題の解決につなげていくためには、こうした国や都などが整備するデータ連携基盤が、技術的仕様や運用性等の観点で協調し、今後のデータ連携基盤同士の接続を見据え、相互運用性を確保することが不可欠である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

<具体的要求内容>

スマートサービスの創出に向けて官民のデータ連携の実現を目指す「東京データプラットフォーム」の構築に際して、国が進める分野間データ連携基盤と都や他の地方公共団体の整備するデータ連携基盤との連携が円滑に行われるように、情報提供や技術支援を行うなど、必要な支援を講じること。

5 地方消費生活行政の財源確保

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

地方消費生活行政において積極的な取組を行うために、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

<現状・課題>

現状、国は、平成29年度までに開始した消費者行政の充実・強化に関する事業の経費について、最長で令和9年度までは「地方消費者行政強化交付金（推進事業）」により財政支援を行うこととしている。

しかし、令和10年度以降に財政支援が行われないことになると、これまで充実させてきた消費生活相談事業や消費者被害防止のための地域における高齢者の見守りの取組強化といった区市町村の事業継続が困難になる恐れがある。

加えて、民法改正による成年年齢の引下げ、インターネットやSNSの普及などの社会環境の変化に伴う新たな消費者被害にも対応していく必要がある。

また、国は、平成30年度以降に開始された事業について、「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」により財政支援を行っているが、これまでの「地方消費者行政推進交付金」と比べて、用途が限定的であり、補助率も2分の1（一定の水準を満たさない場合は3分の1）となっている。このような状況が続くと現行の事業が維持できず、地方消費者行政の後退を招く可能性がある。

<具体的要求内容>

地方消費生活行政推進のために、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保すること。

6 靈感商法等による消費者被害の救済の実効化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 靈感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する一層の周知、及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

<現状・課題>

靈感商法等による消費者被害に対応するため、国は新法「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」の策定並びに消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の改正を行い、令和5年1月に施行した。

新法は法施行後2年を目途として、改正法は施行後5年を経過した場合に施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。

都においても、都民の不安の払しょく、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るため、靈感商法等に係る集中的な注意喚起情報の発信や各種窓口での相談対応を行っているが、靈感商法等による消費者被害の防止及び救済の実効化を図るためには、関連法が適切に施行されることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 靈感商法等による消費者被害の救済のため、新法及び改正法に関する一層の周知、及び消費者被害の未然防止の観点から注意喚起・情報提供を継続的に実施すること。
- (2) 新法及び改正法について施行状況を的確に把握し、今後予定されている見直しにおいて、より実効性ある内容とすること。

7 原油価格・物価高騰対策による都民生活の安定確保

(提案要求先 消費者庁・農林水産省・資源エネルギー庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

- (1) 原油価格・物価高騰対策の切れ目のない実施により、価格の安定を図るとともに、その他の生活必需品の価格高騰にも適切に対応し、都民生活への影響を最小限に抑えること。
- (2) 便乗値上げが疑われる事案に関しては、国と都で情報を共有するなど、相互の連携を図ること。

<現状・課題>

国は令和4年4月に「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」、同年10月には「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(以下「総合経済対策」という。)を策定し、生活に身近な商品の値上がりにより厳しい状況にある生活者等への支援として、電力料金・都市ガス料金・燃料油価格・輸入小麦価格などの高騰に対し激変緩和事業等を実施している。一方で本年春以降、急激な電気料金の値上がりの可能性があり、負担を直接的に軽減する切れ目のない対策を講じる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国が総合経済対策の一環として、現在実施している「電力料金の激変緩和事業」「都市ガス料金の激変緩和事業」「燃料油価格の高騰の激変緩和事業」や「輸入小麦の政府売渡価格の緊急措置」等を切れ目なく実施するとともに、上昇傾向にある食品などの価格動向を踏まえた対策にも取り組み、都民生活への影響を最小限に留めること。
- (2) 国は、「便乗値上げ対策」として、情報収集に取り組んでいるが、原材料価格が高騰するなか、その見極めは難しいことから、消費者から寄せられた便乗値上げが疑われる事案については、国と都で相互に情報を共有するなど連携を図ること。

◎ 国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」

(1) 電力料金の激変緩和事業（資源エネルギー庁）

月々の料金から使用量に応じた値引きを行なう。国は、電気の小売事業などに対し、値引きの原資を支援。値引き単価（7円/kWh）に使用量を掛けたものを値引き額とする。

(2) 都市ガス料金の激変緩和事業（資源エネルギー庁）

月々の料金から使用量に応じた値引きを行なう。国は、都市ガスの小売事業などに対し、値引きの原資を支援。値引き単価（30円/m³）に使用量を掛けたものを値引き額とする。

(3) 燃料油価格の高騰の激変緩和事業（資源エネルギー庁）

価格が170円/ℓを超えた分について35円を上限に補填し、更なる超過分についても1/2を支援する制度について、令和5年1月以降は、上限額35円を毎月2円ずつ減少させる。

(4) 輸入小麦の政府売渡しの確実な実施（農林水産省）

ウクライナ情勢等の影響にある買付価格の急激な変動を緩和するため、令和4年度中の政府売渡価格は72,530円/トン（税込）を据置。令和5年4月からは、76,750円/トン（税込）（対前期比+5.8%）とする。

(5) 便乗値上げ対策（消費者庁）

生活関連物資等の値上げについて注視していくため、消費者庁において「便乗値上げ情報 消費者受付ウェブ窓口」を設置し、物価担当官会議を通じて関係省庁と情報共有を図る。

◎ 都内生活関連物資の価格（令和5年3月速報値）

総合経済対策の効果がみられるものの、引き続き取組を継続することが重要である。

品目	銘柄/単位	速報値	対前月比(%)
			対前年同月比(%)
電気代	従量電灯, アンペア制（契約電流 50 アンペア）, 441kWh/1 か月	13,533	0.0
			-10.5
プロパンガス	一般家庭用, 二部料金制, 基本料金と従量料金の合計額（10 m ³ 使用時）/1 か月	7,500	0.0
			10.2
灯 油	白灯油, 詰め替え売り, 店頭売/18L	2,237	0.0
			3.9
ガソリン	レギュラーガソリン, セルフサービス式を除く/1L	166	0.0
			-4.0
食パン	普通品/1kg	492	-1.6
			4.7

出所：東京都総務局統計部「東京の物価」

8 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者 に対する支援の充実【最重点】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

<現状・課題>

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から緩やかに持ち直しているものの、ウクライナ情勢による肥飼料等の供給不足や原油の価格高騰などが、農業者や漁業者の経営に大きな影響を与えている。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において、畜産業者や漁業者が負担する積立金に対する助成や無料の土壌診断による肥料コストの低減など農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」と呼ばれる輸入材の供給不足を契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和4年4月に、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を、同年10月に、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を策定し、エネルギー等の価格高騰により厳しい状況にある事業者への支援や、肥料・飼料、穀物等の国産化の推進、国産材の転換等に取り組んでいる。

しかし、長引くウクライナ情勢や円安、電気料金の高騰など、景気の先行きに不透明感がある中、長期化が懸念される原油や原材料等の価格高騰に対し、農林漁業者の経営の安定化を図られるよう、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

9 文化政策の推進

(提案要求先 内閣府・文化庁・経済産業省・観光庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

芸術文化に関わる政策を都と連携して着実に実施するとともに、財政負担を含めた必要な支援を行うこと。

<現状・課題>

芸術文化は、人々に楽しさや感動、生きがいや精神的安らぎを与えるものであると同時に、芸術文化の持つ創造力は、創造産業や、観光振興、地域の活性化、新たな雇用の創出、国際交流など、様々な分野において、国や都市の国際競争力の向上や成長発展に大きく寄与するものである。国においても、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の中で、文化芸術活動に対する効果的な支援や、国内外の文化的多様性や相互理解の促進など、「文化芸術立国」の実現を掲げるとともに、「文化芸術推進基本計画（第2期）」においては、地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進すべき施策として示している。

都は、これらの国の方針も踏まえ、2030年度までの文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示した「東京文化戦略2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」を令和4年3月に策定し、芸術文化の力で「躍動」と「豊かさ」が両立した社会を目指して様々な取組を展開している。

今後は、2025年の世界陸上やデフリンピックの機会を捉え、日本文化の魅力を世界に発信する文化プログラムの展開や、あらゆる人が芸術文化を楽しめる共生社会の実現に向けた鑑賞環境の整備も推進していく。

しかし、このような状況の中、国の令和5年度文化芸術振興費補助金の助成金交付予定総額が大幅に削減され、とりわけ、都内の公立及び民間の劇場・音楽堂に対しては極めて大きな採択額削減となっており、事業の担い手へ大きな不安を与えている。

このような措置は、都内の劇場・音楽堂等が「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の趣旨を踏まえ、自主的かつ主体的に事業を行うことを通じて、実演芸術の水準の向上や振興等に努めているなか、その活動に著しい支障を来すと危惧されるため、国として十分な財源確保が必要不可欠である。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、文化芸術予算全体を増額し、文化芸術振興費補助金事業など地域における文化芸術振興拠点の整備・充実を推進する財源について、継続的、安定的に確保するとともに、日本の実演芸術振興の中核として多種多様な公演を通じたファン層の拡大や担い手の育成を推進する都内の劇場・音楽堂に対して十分な支援を行うこと。
- (2) 国や民間などと連携したフェスティバルを構築する取組、具体的には、国際文化芸術発信拠点の形成を図る東京芸術祭等の取組に対し、積極的な支援を行うこと。

- (3) 多様な芸術分野で才能のある人材を積極的に受け入れ、交流を促進し、作品創作に向けた新たな発想や表現を生み出す場を整備する取組に対し、積極的な支援を行うこと。
- (4) アール・ブリュット等の振興や、障害者の芸術創造活動や鑑賞・参加を促すNPO等の活動に対する支援、芸術文化の多様性や包摂性を生かした事業に対する支援、文化施設における情報保障の充実に向けた取組への支援など、共生社会の実現を目指す取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (5) 能楽、邦楽、落語、茶道等、小中学生等を対象とした伝統文化体験プログラムなど、次代を担う子供たちに伝統文化の価値を正しく伝え継承する取組に対し、必要な支援を行うこと。
- (6) アート市場の活性化に向けた都の取組に対して、必要な支援を行うこと。
また、現在議論が進められているブロックチェーンやNFTの活用については、アーティスト活動の支援につながるよう、法制的な検討と環境整備を行うこと。

10 MICE推進施策の強化【最重点】

(提案要求先 観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) MICE誘致・開催に関する海外からの情報収集や分析を通じて、マーケティング戦略を強化するとともに、国内の最新情報等を積極的に海外に発信すること。
- (2) 激化するMICE誘致競争に打ち勝つため、国際会議等の誘致・開催に係る経費等の支援制度を強化すること。
- (3) 国際競争力の維持・向上に向け、人材育成を強化し、MICE推進に係る基盤整備を図ること。
- (4) ユニークベニユーの活用促進によるMICE誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、都内で予定されていたMICEの多くは中止や延期を余儀なくされ、MICEに関連する事業者はもとより都内の経済にも影響を及ぼした。また、ハイブリッド開催の増加や気候危機等を背景とした国際的な脱炭素社会の実現に向けた意識の高まりなど、MICEを取り巻く状況は大きく変化しており、都では、このようなコロナ禍を通じたMICE市場の変化を捉え、今後、効果的なMICE誘致を展開するため、「東京都MICE誘致戦略2023」を令和5年1月に策定した。

一方、シンガポールやソウルなどの競合都市においても、コロナ禍での需要の変化を捉え、デジタル技術の活用や誘致に向けた情報発信など積極的な取組を行っており、これまで以上に都市間での誘致競争は激化している。

今後はこうした状況を踏まえ、国内でのMICE開催件数を着実に回復させ、経済や産業の活性化を後押ししていくことが必要である。このため、国を中心とした開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、MICE開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) MICEに関連する国際団体等との継続的なコミュニケーションが図られるよう国際団体等へ国内の関係者を配置するなど連携強化を図り、参加者の動向や主催者のニーズなど有益な情報の収集・分析を行うことでマーケティング戦略を強化するとともに、海外の主催者等に対し、対策の緩和状況や安

全・安心に係る取組など、M I C E開催国としての日本の優位性を積極的に発信すること。

- (2) 国際会議等の誘致・開催を促進するため、誘致活動や開催経費等に対する助成など、主催者や地方自治体のニーズを踏まえた支援策の強化を図ること。
- (3) 急速なデジタル活用の進展や中長期的な国際競争力の維持・向上の観点から、M I C E業界においても新たなテクノロジーなどの導入を推進するため、I T関連業界等との連携を促進するとともに、大学生など次代を担う人材を着実に育成するための取組を強化すること。また、M I C E誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働きかけること。
- (4) ユニークベニユーは、開催都市の魅力を効果的にP Rできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働きかけを行うなど、M I C E誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

1 1 観光産業の早期回復に向けた取組の充実

【最重点】

(提案要求先 出入国在留管理庁・外務省・観光庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
- (2) さらなるインバウンド需要喚起につなげるため、観光目的で来訪する外国人旅行者に対する査証発給について、適切に要件緩和を進めること。
- (3) インバウンド需要の本格的な回復に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

<現状・課題>

令和4年10月11日に水際措置が大幅に緩和され、ビザなし渡航や個人旅行の受入が再開された。令和5年3月の訪日外国人旅行者数は181万7500人で新型コロナウイルス感染拡大前の約65%水準となり、中国を除いて堅調に回復している。また、令和4年度末には、「観光立国推進基本計画」が改定され、訪日外国人旅行消費額5兆円の早期達成等が目標として掲げられた。

今後、インバウンド需要の本格回復を見据え、免税販売手続における利便性の更なる向上、多様な文化・習慣に配慮した受入環境整備等を着実に進めるとともに、観光関連事業者の収益力向上や人手不足の解消に向けた取組等を強力に後押しする必要がある。

加えて、2025年に国内で開催される世界陸上競技選手権大会やデフリンピック大会、日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の大規模イベントを活用したプロモーションの展開や、現行の外国人旅行者に対する査証発給要件の緩和措置を拡大していくことも有効である。

また、東京2020大会を契機に気運が高まった共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の早期回復と振興につなげていくことが求められる。

＜具体的要求内容＞

- (1) 外国人旅行者等に対する受入環境整備を推進するとともに、観光産業が着実に回復し、持続的に成長していけるよう、観光関連事業者への支援を一層推進すること。
 - ① 外国人旅行者への免税販売に関して、引き続き、事業者等への普及啓発や免税販売手続の効率化などを通じて、免税店舗の更なる拡大等につなげるとともに、旅行者の一層の利便性の向上を図ること。
 - ② 食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。
 - ③ 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。
 - ④ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、DXの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。
- (2) 観光目的で来日する旅行者に対して、短期滞在査証の免除措置や、数次有効の短期滞在査証の発行を行う対象国の拡大など、更なる査証発給要件の緩和措置を適切に行うこと。
- (3) 各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の本格的な回復に向けて、2025年に国内で開催される世界陸上やデフリンピック、大阪・関西万博等の大規模イベントも活用し、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

1 2 中小・小規模事業者のキャッシュレス化の推進

【最重点】

(提案要求先 財務省・経済産業省)

(都所管局 産業労働局)

キャッシュレス化の中小・小規模事業者への更なる普及促進に向けた環境整備を図ること。

<現状・課題>

事業者は、原材料高や原油高による経営状況の悪化や、コロナ禍からの急速な需要の回復による人手不足など、様々な問題に直面している。

キャッシュレス化の推進は、非接触による感染リスクの低減、レジや現金管理・集計業務の短縮などの業務効率化、購買データの利活用による売上増加など、人手不足への対応や生産性の向上が期待される。

国は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、令和2年6月30日まで、中小・小規模事業者による「キャッシュレス・消費者還元事業」を実施したところである。こうした取組を通じて、キャッシュレス決済の普及は進展しつつあるが、キャッシュレス決済の手数料負担が重いこと等が更なる普及の課題となっている。キャッシュレス決済の利用拡大のためには、こうした中小・小規模事業者の現状を踏まえ、キャッシュレス化の更なる普及促進に向けた環境整備が必要である。

<具体的要求内容>

中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、キャッシュレス決済の手数料負担低減などの環境整備を図ること。

1 3 多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境整備促進

(提案要求先 総務省・出入国在留管理庁・文化庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

国は、多文化共生社会の実現に向けた外国人受入環境を整備するため、国が主体となって必要な施策を推進するとともに、地方自治体、受入企業、在住外国人支援団体等が求められる役割を担うための財政支援等を講ずること。

<現状・課題>

国内の在留外国人数は296万人を超え、地域における定住化も進んでいる。都内の在留外国人は全国の約20%にあたる約56万6千人で（令和4年6月末現在）、都民の約4%を占めるに至っている。今後も、新型コロナウイルス感染症の収束とともに、都内の在住外国人の増加や定住化が見込まれる中で、外国人が地域社会の中で安心して生活し、かつ都市の活力を支える人材として活躍することができる環境の整備が必要である。

都は、平成28年に「東京都多文化共生推進指針」を策定し、現在、生活情報の多言語対応に加え、医療・福祉・学校教育等において在住外国人の支援を行っている。また、令和2年10月、多文化共生社会づくりを取組の柱の1つとする一般財団法人東京都つながり創生財団を設立し、区市町村、国際交流協会、外国人支援団体等との連携や、地域に密着した専門人材の配置、柔軟な執行体制による機動的な事業展開等により、施策の更なる充実を図っている。

一方、国は、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域における多文化共生を推進するための具体的な施策及び推進体制の整備における地方自治体の役割等を示したが、その実施は地域の状況に応じ推進することとしており、各地域に委ねられている。

多文化共生社会の実現に向けて、国は、自らが主体となって必要な施策を推進するとともに、地方自治体、受入企業、外国人支援団体等が「地域における多文化共生推進プラン」に示された役割を担うための財政支援等を講ずる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 国は、在住外国人を取り巻く今日的な状況を踏まえ、外国人が地域社会で自立した生活を円滑に送るために必要な次の施策を主体となって実施すること。
 - ・ 外国人が、差別や偏見を受けることなく安心して地域で暮らせるよう、

日本人を含めた住民に対する多文化共生社会への理解促進

- ・ 日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供するための支援
 - ・ 公的機関等における通訳支援、多言語による情報提供を行うための体制整備
 - ・ 災害時における各種情報を、少数言語を含め国において統一かつ迅速に多言語化するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境の整備
- (2) 国は、全ての在住外国人が安全・安心に暮らし、社会の担い手として活躍できる多文化共生社会の実現に向けた取組を、都内自治体や在住外国人支援団体等が計画的かつ総合的に実施できるよう、多様な外国人が居住する東京の特性も踏まえ、必要な財政措置を迅速かつ継続的に講じること。
- (3) 外国人を取り巻く課題は多様であることを踏まえ、教育や福祉等の分野等と連携した施策を講じること。

参 考

(1) 在住外国人数（全国）

2, 961, 969人

※法務省統計「在留外国人」（令和4年6月末現在）

(2) 在住外国人数（東京都）

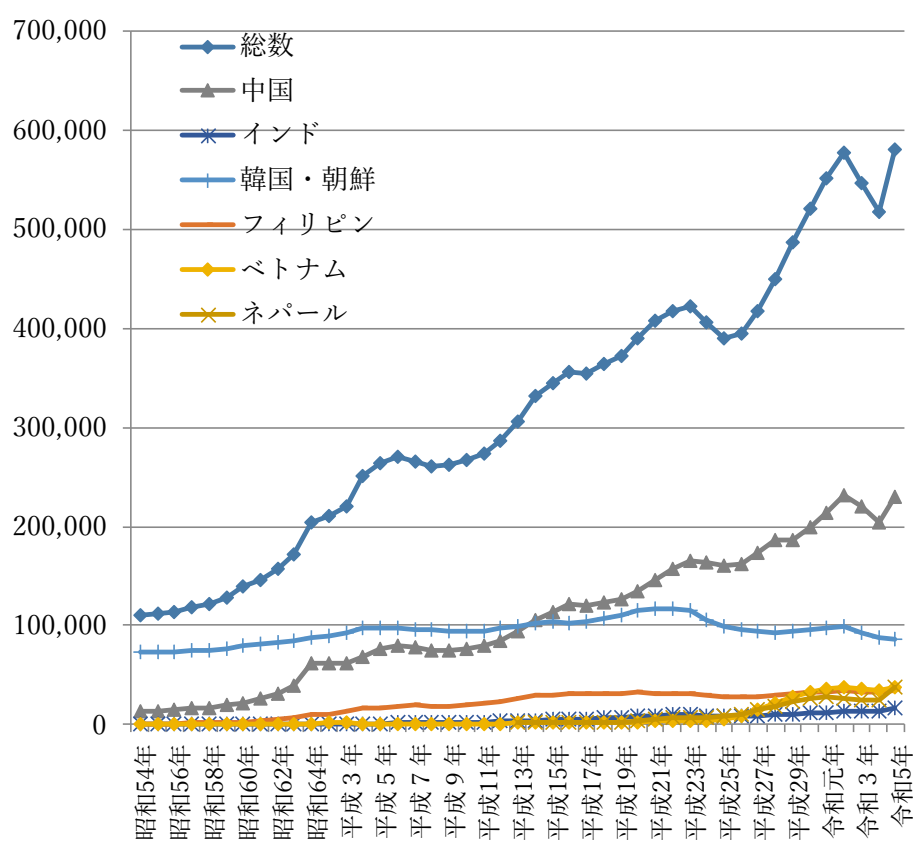
566, 525人

[国籍・地域別外国人数上位10]

・中国	222, 218人
・韓国・朝鮮籍	87, 274人
・ベトナム	37, 167人
・フィリピン	33, 941人
・ネパール	26, 643人
・米国	19, 172人
・台湾	18, 997人
・インド	15, 591人
・ミャンマー	12, 310人
・タイ	8, 006人

※法務省統計「在留外国人」（令和4年6月末現在）

(3) 在住外国人人口の推移（東京都）



1 4 ベンチャー企業の支援の拡充

(提案要求先 財務省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

ベンチャー企業の創業や成長の促進を図るために必要な税制上の支援措置を講じること。

<現状・課題>

ベンチャー企業は新たな発想や技術を基に創造的・革新的な経営によって新しい事業分野を開拓し、経済に活力をもたらすとともに、雇用の増大にも貢献するものである。

しかし、我が国ではベンチャー企業が数多く起業し成長する環境が十分ではない。例えば、創業時には初期設備投資や顧客開拓資金など多額の資金が必要となるが、創業間もなく信用力の乏しいベンチャー企業が十分な資金を調達できる仕組が整っていない。

国では、令和2年度税制改正においてエンジェル税制の対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ拡充した。また、令和5年度税制改正では一部において課税の繰延から非課税の措置とする拡充が図られた。

しかしながら、控除対象上限額については、依然として令和3年1月1日以後800万円に引き下げられ縮小されたままとなっている。これにより、投資のインセンティブが低下する懸念がある。

<具体的要求内容>

ベンチャー企業への投資拡大を図るため、エンジェル税制における投資額の所得控除上限額を引き上げるなど、ベンチャー企業の資金調達を支援する更なる税制措置を講じること。

1 5 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 産業労働局・都市整備局・環境局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税制措置に取り組むこと。

<現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、現行の農地制度や税制度の下で、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成27年4月に制定された「都市農業振興基本法」に基づき、平成28年5月に都市農業の振興に関する施策の方向性を示す「都市農業振興基本計画」を閣議決定した。その後、国は生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度の新設、面積要件の緩和を実施したほか、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきたが、今後、残された課題に対応する制度等の改善が必要であるため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- ① 相続税納税猶予制度について一定の土地利用制限の下、農業経営上不可欠な集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等や、市民農園に付属する休憩所やトイレなどの農業用施設用地、屋敷林等についても農地扱いとして対象を拡大するなど、相続税の軽減措置を講じること。
- ② 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- ③ 緑地確保の観点から、農地の所有者が死亡した際に課税される相続税について、物納が可能となるよう新たな制度を創設すること。その際、農地の評価額は宅地並みとするとともに、国有化された土地を自治体に貸与し、市民農園やNPO法人等への活用を促すことなどにより、都市の緑地を保全する方策を積極的に講じること。

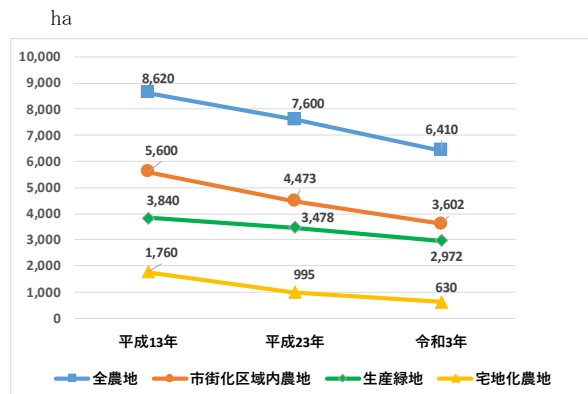
都市農業・農地の現状と国への提案

- 都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を併せ持つ都市の貴重な財産

現 状

- 東京都の農地の6割が、市街化区域内に存在、そのうち8割が生産緑地
- 10年間で約870haの市街化区域内農地が減少
- 農地減少の主な要因は相続
 - ・ 地価が高いため、高額な相続税の負担

【都内の農地面積の推移】



出典：耕地及び作付面積統計、東京の土地 2021

現行の都市農業・農地に係る制度と課題

■ 制度

生産緑地制度

- 市街化区域内で農地を保全する制度
 - ・ 固定資産税は農地課税
 - ・ 相続税は宅地課税だが、納税猶予制度が適用可

相続税納税猶予制度

- 後継者に農地を引き継ぐための税制の特例
 - ・ 終生営農が条件
 - ・ 市街化区域内では生産緑地のみが対象(田園住居地域を除く)

■ 課題

- ・ 農業に必要な農機具倉庫や畜舎、屋敷林等は、相続税が宅地課税されている
- ・ 自治体の財政が脆弱なため、買取り申出に対応できない

国への提案要求

- 都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、制度改善や税制措置に取り組むこと
 - ・ 農業用施設用地や屋敷林等について、相続税納税猶予制度の適用拡大
 - ・ 生産緑地の買取りのために財政的な支援を拡充
 - ・ 相続税で物納された土地の農的利用を継続させる新たな制度を創設

1 6 ライフ・ワーク・バランスの推進【最重点】

1 働き方改革の推進

(提案要求先 内閣府・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、「働き方改革」に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- (2) ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、柔軟な働き方や育児・介護等と仕事の両立など、企業の働き方改革を支援する取組の推進を図ること。
- (3) 中小企業の働き方改革の推進を図るため、長時間労働につながる商慣行の是正に取り組むこと。また、中小企業が取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応を行うとともに、助言及び指導においては、それぞれの企業の事情を踏まえること。
- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

<現状・課題>

残業時間の上限規制や年次有給休暇の付与義務などを定めた働き方改革関連法が、2019年4月から順次施行され、2020年4からは中小企業に残業時間の上限規制が適用され、2023年4月には中小企業における割増賃金率の猶予が廃止されている。また、2024年4月以降、これまで業務の特性や取引慣行の課題があることから猶予されていた建設事業や自動車運転の業務等に対しても、時間外労働の上限規制が適用されることになっている。こうした中、経営基

盤がぜい弱である中小企業が、法を踏まえ適切に労働時間の短縮などを進めていくには、個々の実情に応じた対応を図れるよう支援を行うとともに、業務効率化などの生産性向上に向けた支援も必要である。

２０２０年１２月に閣議決定した「第５次男女共同参画基本計画」は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や多様で柔軟な働き方を実現するため、週６０時間以上働く雇用者の割合や年次有給休暇の取得率、男性の育児休業取得率など、２０２５年に達成すべき数値目標を設定している。

このため、仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス（都ではライフ・ワーク・バランスとして推進））に向けて、新たな目標を設定し、更なる取組を推進していくことが重要である。

一方、中小企業の働き方改革については、取引先からの短納期の発注や納期の短縮など取引慣行が阻害となっていることから、こうした長時間労働につながる商慣行の是正も必要である。

さらに、２０２２年６月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針２０２２（骨太の方針）」において、働き方改革を進め、働く人のエンゲージメントと生産性を高めていくことを目的として、働く人の個々のニーズに基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組むことが盛り込まれた。人口減少に伴う労働力不足に直面する中、一人一人が持つ潜在能力を十分に発揮するためには、働く人のエンゲージメントを高める取組を推進する必要がある。

< 具体的要求内容 >

- （１）中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、改正法の周知啓発とともに、働き方改革支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。
- （２）全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- （３）中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組（しわ寄せ防止の取組）を行うこと。また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。
- （４）中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

参 考

(1) 働き方改革関連法の概要（労働時間法制の見直し）

主な改正項目		施行日	
		大企業	中小企業
労働基準法	残業時間の上限規制	2019年4月1日	2020年4月1日
	年次有給休暇の付与義務		
	月60時間の残業の割増賃金率引上げ	※施行済	2023年4月1日
	フレックスタイム制の拡充	2019年4月1日	
	高度プロフェッショナル制度の新設		
労働時間等 設定改善法	勤務間インターバル（努力義務）		
労働安全衛 生法	労働時間の客観的な把握		
	産業医・産業保健機能の強化		

(2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）数値目標（抜粋）

（内閣府男女共同参画局）

数値目標設定指標	現状（直近の値）	2025年
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	6.4%	5%
年次有給休暇取得率	56.3%	70%
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0%	全ての企業で実施
男性の育児休業取得率	7.48%	30%
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7%	82%
第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	70%

(3) しわ寄せ防止対策の推進

- ・しわ寄せ防止キャンペーン月間（１１月）の実施

２ テレワークの推進

（提案要求先 内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省）
（都所管局 産業労働局）

デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークの促進と定着に向けて、テレワークを社会に根付かせるためのルールの普及啓発を進めるとともに、テレワークの導入が難しい業種や非正規雇用への導入支援のほか、民間企業・自治体等が行うサテライトオフィス整備に対する支援を行うこと。

<現状・課題>

テレワークは、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を可能とするものであり、労働者のライフ・ワーク・バランスの向上による働き方改革の促進のほか、企業にとっても、生産性の向上や多様な人材の確保、災害時の事業継続対策などに有効である。

都では、これまで東京 2020 大会における「交通需要マネジメント（TDM）、テレワーク、時差B i z」を一体的に推進する「スムーズビズ」の推進や、感染症の拡大防止に向けた緊急対策などに取り組んできた。その結果、都内企業（従業員30人以上）のテレワーク導入率は約6割に達するなど、テレワークは急速に拡大している。一方で、運用上の課題（コミュニケーション不足等）に対応できず、定着が難しい企業の存在も浮き彫りになってきている。今後は、コロナ禍の緊急対策としてのテレワークから、働き方の多様化等に対応し、企業戦略として「我が社のテレワーク」を促進させるため、テレワークの更なる導入の促進と定着に向けた取組を強化していく必要がある。

<具体的要求内容>

- （１）デジタルトランスフォーメーションによる社会構造変革を見据え、テレワークを企業に根付かせるためのルールの普及啓発を官民一体で進めること。
- （２）中小企業をはじめ、企業のテレワーク機器・ソフトウェア等の導入や定着を促進するための支援策を拡充すること。
- （３）自宅だけでなく身近な地域におけるテレワークの実施環境の整備を促進するため、民間企業や自治体等によるサテライトオフィス設置に対する支援を行うこと。
- （４）テレワーク勤務の運用においては、非正規雇用の従業員も正規雇用の従業員と同様に活用できるよう、企業に対し指導を行うとともに、非正規雇用へのテレワークの導入が進むよう支援策を拡充すること。
- （５）労働時間の管理やコミュニケーションの確保、通信環境の整備など、テレワークの導入・運用上の課題を抱える企業に対して、テレワークガイドラ

インの普及啓発を図るとともに、課題解決に向けたサポートを行うこと。
また、テレワークの導入が難しい業種において導入が進むよう、テレワークに必要な業務改革などについて支援を行うこと。

参 考

【テレワークの導入促進と定着に向けた都の取組】

○「テレワーク東京ルール」の策定

【テレワーク東京ルール】

<テレワーク戦略ビジョン>

テレワークで実現するワーク・ビジネススタイルの変革

・働き方改革	ライフ・ワーク・バランスの実現
・ビジネス革新	生産性の向上（ビジネスにおけるDX）
・人材活用	多様な人材の活躍（ダイバーシティの実現）
・危機管理	災害・感染症拡大時など非常時の事業継続
・地域振興	勤務地・働く場所の分散による地域活性化

<テレワーク実践ルール（我が社のテレワークルール）>

テレワーク戦略ビジョンを踏まえ、各企業が実情に応じ具体的な取組ルールを設定

【ルールの設定例】

- 働き方改革 : テレワークデー・テレワークウィークの設定、育児・介護中はテレワーク勤務を活用
- ビジネス革新 : 会議や商談・営業は、オンラインで実施（テレビ・ウェブ会議システムの活用）
- 人材活用 : テレワークの活用で障害者等の雇用促進、研修は在宅でeラーニングで実施
- 危機管理 : 警報（台風・大雪等）時や、感染症の拡大時は原則テレワーク勤務
- 地域振興 : 観光地のサテライトオフィス勤務の実施

○「テレワーク東京ルール」の普及

「テレワーク東京ルール」の普及に向け、官民一体で取組を強力に進めていくため、「公労使による「新しい東京」実現会議」（令和2年9月14日）において、経営者団体や労働者団体の代表者、国（東京労働局）、都で、共同宣言を実施

1 7 就職氷河期世代等の非正規労働者に対する支援の強化

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 正規雇用を希望する就職氷河期世代等の非正規労働者が円滑に正規雇用化できるよう支援策を着実に推進すること。
- (2) 「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」の運営について積極的に関与し、更なる取組の推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の充実を図ること。

<現状・課題>

就職氷河期世代等の非正規労働者については、不本意ながら不安定な仕事に就いている、いわゆる「不本意非正規」の問題や、正規労働者と比較して雇用の不安定さやキャリア形成が不十分である、といった課題がある。

国においては、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）により、キャリアアップ助成金の活用促進など非正規労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるための取組を推進しており、都においても、国と連携しながら、転換後の計画的な育成の支援などに取り組んでいる。

また、就職氷河期世代については、令和元年5月に発表された「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」に基づき、「就職氷河期世代支援プログラム」（3年間の集中支援プログラム）がとりまとめられ、都において、令和2年7月に「東京就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を東京労働局と設置し、同年11月に事業実施計画を策定した。

さらに、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)では、就職氷河期世代の就労や社会参加への支援について、令和4年度までの3年間の集中取組期間に加え、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げるとされている。「第二ステージ」では、地方自治体の取組も後押ししながら、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援を行い、民間企業での採用等を促すとともに、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援に取り組むことが重要である。

<具体的要求内容>

- (1) 企業が非正規労働者を正規雇用として雇用するインセンティブを付与する措置について、広く事業主に周知し利用促進を図ること。

また、就職氷河期世代の支援については、国で掲げている目標（30万人の正規雇用化等）の達成状況の分析などを行い、更なる就職氷河期世代の活躍促進に向けた支援の充実を図ること。

- (2) 就職氷河期世代の支援については、国と地方自治体が連携し、就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを形成し、都道府県内の支援策のとりまとめ、進捗管理を行うこととされている。今後も、プラットフォームの運営について、積極的に関与し、都道府県域内での施策の更なる推進を図ること。
- (3) 「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」については、都や区市町村が地域の実情に応じて適切な支援を実施できるよう基金を活用した事業など都道府県プラットフォームで策定する事業計画に位置付けた事業の全てを交付対象にするとともに、必要な予算を確保するなど交付金制度の充実を図ること。

参 考

(国の動向)

(1) 非正規労働者の正社員転換・就職氷河期世代の支援

○「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月）

・計画期間 平成28年度～平成32年度

・具体的な取組事項（（1）①不本意非正規の雇用労働者の正社員転換等）

キャリアアップ助成金の活用促進（平成28年度～平成31年度継続的に実施）

○「厚生労働省就職氷河期世代活躍促進プラン」（令和元年5月29日「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」とりまとめ）

○「経済財政運営と改革の基本方針」（令和元年6月21日閣議決定）

（3）所得向上策の推進 ①就職氷河期支援プログラム

・支援対象は100万人程度、正規雇用者を30万人増やすことを目指す。

・相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援 など

○「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）

○「経済財政運営と改革の基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）

2. 社会課題の解決に向けた取組 （2）包摂社会の実現

1 8 非正規労働者の待遇改善に向けた支援の強化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

同一労働同一賃金の実現に向け、周知の徹底と適切な運用を図ること。中小企業が適切な運用が図れるよう支援を強化すること。

<現状・課題>

平成30年6月には「働き方改革関連法」が成立し、パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正が、令和2年4月から施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日）された。

平成30年12月28日には、短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が告示されている。

また、派遣労働者については、派遣期間の上限設定など改正労働者派遣法の適切な運用に向けた周知啓発や指導が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 非正規労働者の不合理な待遇差の解消に向けて、中小企業等が適切な対応をとれるよう、ガイドラインの普及啓発や具体的な助言を行うこと。

なお、派遣労働者については、派遣事業者に対して法制度の周知徹底を図るとともに、適切な運用が図られるよう指導監督を行うこと。

- (2) 有期雇用契約労働者をはじめとする非正規労働者の待遇改善に向けた措置を講ずるとともに、正規雇用への転換やキャリアアップなどに取り組む事業主等を支援するために必要な財政措置を講じること。

参 考

(国の動向)

働き方改革関連法の概要等

○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（パートタイム労働法（パートタイム・有期雇用労働法に改正）、労働契約法、労働者派遣法の改正）

・見直しの目的

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を選択できるようにする。

・見直しの内容

① 雇用形態による不合理な待遇差をなくすための規定の整備

② 労働者に対する、待遇に関する説明義務の強化

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続き（行政ADR）の規定の整備

・施行日 令和2年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日

○短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）

（厚生労働省告示第430号 平成30年12月28日）

・正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

1 9 障害者の就業支援策の一層の充実【最重点】

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 障害者や難病患者の雇用促進や職場定着を図る施策の充実を図ること。また、障害者や難病患者の安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成の支援の充実を図ること。あわせて、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底を図ること。
- (2) 民間企業の法定雇用率2.7パーセントへの段階的な上げや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業に対する法制度の周知徹底や事業主に対する一層の支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、助成金制度等の周知や施策の充実を図ること。
- (4) 障害者委託訓練については、多様なニーズに対応できるよう委託料の単価を引き上げること。

<現状・課題>

都における令和4年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は、2.14パーセントと過去最高を更新し、雇用障害者数も過去最高となっている。

しかし、依然として法定雇用率2.3パーセントを下回っており、大企業の障害者雇用は進展しているものの中小企業の障害者雇用は進んでいないなど、更なる雇用促進の取組が必要である。

障害者の雇用においては、雇用されても早期に離職する例が多く、職場定着の支援が重要となっている。さらに、難病を抱える方の就職支援や雇用継続の支援も課題となっている。

また、国において重度身体障害者に対する支援として障害者雇用納付金制度に基づく助成金等の拡充が図られているところであるが、こうした制度の着実な実施を図るとともに、利用促進に向けた周知や施策の更なる充実が必要である。

一方、障害者の雇用は有期雇用契約が多く、賃金も最低賃金といった場合も多い。このため、安定的な雇用、処遇改善や将来を見据えたキャリア形成の支援など、障害者が希望とやりがいをもって働ける環境整備が必要である。

また、このような環境整備のためにも、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などの普及啓発が重要である。

加えて、民間企業の法定雇用率が令和6年度から2.5パーセント、令和8年度から2.7パーセントと段階的に引き上げられることに伴い、雇用義務の対象となる中小企業の範囲がさらに拡大することを踏まえて、中小企業をはじめ企業に対する更なる支援策が必要である。

さらに、令和6年4月から週10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障害者や精神障害者の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、企業がより一層の障害者雇用を進めていくためには、週20時間未満の障害者の雇用に対する支援策が必要となる。

障害者雇用の促進に有効な「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」では、訓練応募者が少人数の場合、受託者の採算が合わず、開講中止となる訓練がある。

<具体的要求内容>

- (1) 障害者の雇用の促進とともに、職場定着が図られるよう、職場体験実習やトライアル雇用の推進、ジョブコーチ事業の拡大など施策の充実を図ること。
また、障害者や難病患者が安心して活躍できる職場環境を整備するため、安定的な雇用や処遇の改善、キャリア形成を支援する取組の充実を図ること。
あわせて、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」の周知徹底などを行うこと。
- (2) 民間企業の法定雇用率が2.7パーセントへ段階的に引き上げられることや週20時間未満で働く重度障害者等の実雇用率の算定が可能となることを踏まえて、法制度の周知徹底を図るとともに、精神障害者をはじめ障害者の雇用についての中小企業に対する普及啓発や重度障害者等の受入ノウハウ・好事例の普及啓発を進めること。また、障害者の雇用を更に拡大するためのテレワークの導入支援など、事業主に対する支援策を講ずること。
- (3) 重度身体障害者が安心して働くことができる職場環境の整備を促進するため、障害者雇用納付金制度に基づく拡充された助成金制度等の周知を行うとともに、更なる施策の充実を図ること。
- (4) 「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」については、応募者が少人数の場合でも多様な訓練が実施できるよう、委託料の単価を引き上げること。

参 考

【民間企業の雇用者数（東京）】

令和３年６月１日現在

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成２８年度 （対前年比）	125,448.0（１.９％）	31,712.0（８.０％）	16,410.0（21.0％）
平成２９年度 （対前年比）	127,568.5（１.７％）	33,996.5（７.2％）	19,400.0（18.2％）
平成３０年度 （対前年比）	131,700.5（3.2％）	37,022.5（8.9％）	25,071.0（29.2％）
令和元年度 （対前年比）	135,139.5（2.6％）	39,599.0（7.0％）	29,276.0（16.8％）
令和２年度 （対前年比）	136,369.5（0.9％）	41,628.5（5.1％）	33,494.0（14.4％）
令和３年度 （対前年比）	137,835.0（1.1％）	44,114.5（6.0％）	37,582.0（12.2％）
令和４年度 （対前年比）	138,907.0（0.8％）	46,513.0（5.4％）	43,055.5（14.6％）

※雇用者数（人）はカウント数

【障害者委託訓練】

○委託料の単価（集合訓練の場合）

訓練生１人当たり、上限月額６万円（１か月当たり標準１００時間）

○実施コース数及び中止コース数

	実施コース数	中止コース数（※）
令和２年度	１３７	２９
令和３年度	２２７	３６
令和４年度	２７２	４７

※応募者がいるにも関わらず、採算が取れないという理由で中止となったコース。

20 ウクライナ情勢に伴う避難民受入れを踏まえた外国人避難民等への就労支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

ウクライナ避難民受入れの状況を踏まえ、きめ細かな就労支援スキームの構築や財源の措置、モデルケースの提示など、外国人避難民等に対する就労支援の充実を図ること。

<現状・課題>

ロシアによるウクライナ侵攻は、国際秩序を揺るがす断じて許されないものであり、侵攻により諸外国へ避難する方々に対しては人道的な支援を速やかに実施していく必要がある。日本においても、令和5年4月19日時点において、2,402名のウクライナ避難民を受け入れており、生活支援をはじめ、避難生活の長期化に伴う息の長い支援が求められている。

国はそうした状況において、就労を希望するウクライナ避難民に対し、個別事情を考慮しつつ、就労可能な在留資格「特定活動（1年）」での滞在を認めるとともに、全国のハローワークを通じた就労支援の継続的な実施、東京外国人雇用サービスセンターのウクライナ避難民就労支援窓口での職業紹介など、対応を進めてきた。

一方、祖国に帰国できる見通しが立たないなか、安定した収入源を確保するため、就職に踏み出すウクライナ避難民も増えており、そうした個々の要望の把握、支援を申し出た企業との効果的なマッチング、ビジネス用語やマナーの習得をはじめ、採用後の定着に向けたサポートなど、きめ細かな支援のあり方は未だ明らかになっていない。また、地方自治体との役割分担が示されておらず、必要となる財源についても措置されていない等の課題がある。

今後、ウクライナ避難民をはじめ、外国人避難民の日本における円滑な就労を後押しするためには、きめ細かな就労支援スキームの構築が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 外国人避難民が日本で安心して就労することができるよう、地方自治体との役割分担を踏まえた、きめ細かな就労支援スキームを構築すること。また、その就労支援スキームを実施するために必要となる財源を措置すること。
- (2) ウクライナ避難民に対する就労支援の好事例を収集し、モデルケースを作成するとともに、地方自治体や関係団体等に周知すること。

2 1 情報通信網の維持管理及び再整備に対する支援

(提案要求先 総務省)
(都所管局 デジタルサービス局)

島しょ部における超高速ブロードバンド環境整備後の通信基盤施設の維持管理について必要な財源を確保した上で、時限措置となっている補助事業を継続すること。また、災害対応力の強化に向けた通信基盤施設の再整備にも活用できるよう、補助対象の拡充を図ること。

<現状・課題>

超高速ブロードバンドは全国の整備率が99.7%に達する基幹的なインフラであるが、都内の島しょ部は、人口規模が小さく採算面等が厳しいため民間事業者による通信基盤網の整備が進んでこなかった。このことから、都は、島しょの超高速ブロードバンド環境を整えるため、海底光ファイバーケーブルの整備を進めてきた。

平成22年度に小笠原、平成28年度に神津島、御蔵島、平成29年度に新島、式根島、令和元年度に利島、青ヶ島の通信基盤の整備を完了した。これにより、各島で超高速ブロードバンドを用いた様々なサービスが展開されており、海底光ファイバーケーブル等の通信基盤は島民の生活に不可欠な基幹インフラとなっている。

これらの整備にあたっては国の財政支援により事業を進めてきたが、整備後には、施設の維持管理に加えて自然災害（台風、波浪）による損傷の復旧にも多額の費用が生じている。整備後も安定した通信ネットワーク環境を維持していくためには、通信基盤の適切な維持管理と災害に強い施設へ再整備していくことが重要である。

国においては、令和4年6月の電気通信事業法の改正により創設されたブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度は、民設民営を対象としたものであり、公設民営である都の施設は対象外となった。一方、令和3年度に補助事業の見直しがなされ、災害への対応含め維持管理に要する経費について補助の対象となったが、令和5年度までの時限的な措置となっている。

また、頻発する自然災害への対応も急務であり、減災に向けた通信ネットワークの再整備に対する国の財政的な支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 情報通信基盤の整備後の維持管理の負担が大きいことから、公設民営である都の施設について令和5年度までの時限となっている維持管理に係る補助事業を継続すること。

- (2) 安定した通信のネットワーク環境を常に維持するため、災害対応力の強化に向けた海底光ファイバーケーブル等の施設再整備も補助対象とする等の拡充を講じること。

２２ 伊豆・小笠原諸島周辺海域における中国漁船の領海侵犯及び違法操業への対応

(提案要求先 水産庁・海上保安庁・防衛省)
(都所管局 産業労働局・総務局)

- (１) 中国漁船の領海侵犯及び違法操業への取締り体制の強化を継続すること。
- (２) 中国漁船の違法操業により影響を受けた漁場の回復策を引き続き講じること。

<現状・課題>

東京都には伊豆諸島、小笠原諸島に至る日本の約４割を占める広大な排他的経済水域があり、基幹産業として漁業が営まれ、島しょ地域の経済を支えている。

この伊豆諸島、小笠原諸島周辺海域に、平成２６年９月から平成２７年１月にかけて、多数の中国漁船とみられる船舶が出現し、排他的経済水域のみならず、領海にまで立ち入り、違法な宝石さんご漁業が行われた。

また、平成２７年３月に水産庁が小笠原諸島周辺海域で調査し、中国漁船の漁網が海底に残存しているなど、違法操業による宝石さんごや底生生物への影響を確認した。

さらに、平成３１年２月に母島沖の排他的経済水域内で、宝石さんご漁業に使用する網を所有している中国漁船が海上保安庁の停船命令に従わずに逃走する事件が発生した。

都は、現在、漁業調査指導船により漁場への影響調査を定期的に行っている。

国においては、海上保安庁や水産庁による取締りが行なわれており、令和３年３月には新巡視船「みかづき」の配備により小笠原周辺域での警備体制の強化が図られた。

こうした対策の効果もあり、現在、中国漁船の違法操業は確認されていないが、今後も、違法操業への懸念は払しょくされていないことから、引き続き以下のとおり要求する。

<具体的要求内容>

- (１) 貴重な水産資源を有する我が国の排他的経済水域の権益を守るとともに、領土・領海の保全に万全を期し、都民の安全で安心な生活を確保するためにあらゆる必要な対策を、引き続き実施すること。

特に、中国漁船の違法操業に対しては、万全な対策を講じること。

- (２) 中国漁船の違法操業により影響を受けた小笠原諸島周辺海域の漁場環境を回復するため、海底に残存している漁網の回収支援を引き続き行うこと。

2 3 女性の活躍を推進する雇用就業施策等の充実

【最重点】

1 職場における女性の活躍を推進する雇用就業施策

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 産業労働局)

女性の活躍を推進する観点から、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業への支援策の充実や、女性の再就職に向けた施策の強化を図ること。

<現状・課題>

人口減少社会を迎える中、日本の成長を持続させていくためには、将来を担う若者だけではなく、女性や高齢者等が能力や個性を十分発揮し働き続けられることが必要である。

とりわけ、我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動や行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ、社会全体に活力を与えることにもつながるものである。

しかし、女性の有業率が描くM字カーブの底は上昇しているものの、出産・育児を機に労働市場から退出する女性はいまだに多く、また、女性の出産後の継続就業は依然として困難な状況にある。

平成28年4月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、常時雇用する労働者が300人を超える事業主に対し行動計画の策定が義務化された。加えて、令和元年5月には、101人以上300人以下の企業にも行動計画の策定が義務付けられる同法の改正案が成立し、令和4年4月に施行された。

<具体的要求内容>

- (1) 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する支援策の充実や、中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化すること。

また、女性管理職が相当程度少ない企業において、女性社員向けの人材育成やキャリア形成支援の取組に対して支援を行い、女性の管理職登用やキャリアアップを中小企業に促すこと。

- (2) 女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、マザーズハローワーク等支援拠点の更なる増加や事業の充実など、子育て等により離職した女性の再就職に向けた施策について、一層の強化を図ること。

2 いわゆる「年収の壁」等への対応

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 非正規雇用労働者の追加就労の障壁となる、家族手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている非正規雇用労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正動向等の正確な理解を促進すること。
- (3) くらし方や働き方の変化を踏まえた社会保障制度等の見直しについて検討を進めること。

<現状・課題>

内閣府の令和4年度男女平等参画白書では、年収50万円から149万円のいわゆる「年収の壁」に係る収入を得ている非正規雇用労働者において、就業調整をしている女性の割合は50%以上と高い数値となっている。

その要因は、現行の税制、社会保障制度、企業の家族手当といった制度・慣行が、女性を専業主婦、または妻は働くとしても家計の補助というモデルの枠内にとどめているからと考えられている。これまでの制度の見直しにもかかわらず、就業調整をしている非正規雇用労働者の女性が多いことを踏まえると、更なる取組が必要である。

そのような状況下で国は、女性の就労の壁となっているいわゆる「年収の壁」といった制度の見直しを図るとしている。

<具体的要求内容>

- (1) 非正規雇用労働者の追加就労の障壁となる、家族手当等の支給要件の見直し等について、企業に対し働きかけるとともに、企業の自主的な取組を支援すること。
- (2) 就業調整をしている非正規雇用労働者に対して、いわゆる「年収の壁」に関する制度改正の動向や、就業時間数と収入の関係について、将来を見据えた安定収入や社会保障の重要性なども含め、普及啓発により正確な理解を促進すること。
- (3) 共働き世帯数の増加や、雇用形態の多様性等くらし方や働き方の変化を踏まえ、社会保障制度等の見直しについて検討を進めること。

2 4 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

<現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一貫として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション&レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 5 年 3 月 31 日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 43,686 件となり、都の政策連携団体等も 33 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

1 ＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2 東京ビジネスフロンティア

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

2 5 脱炭素社会の実現に向けた中小企業への支援強化【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁・環境省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- (2) 中小企業における脱炭素化の取組を加速させるため、国が開設するカーボン・クレジット市場において、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで、取引が活性化されるよう、検討を進めること。

<現状・課題>

ウクライナ情勢を契機としたエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした中、世界では再生可能エネルギーの利用拡大が進むなど、脱炭素化に向けた動きが加速するとともに、新たな脱炭素技術の開発も活発化している。

脱炭素化に向けた世界の潮流に乗り、中小企業が持続的な成長・発展を遂げていくためには、今後拡大が見込まれる脱炭素市場への参入を図るとともに、省エネ設備の導入等の取組を進めていくことが重要である。

国では、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）において新たに「グリーン枠」を創設し、温室効果ガスの排出削減に資する革新的製品・サービス開発又は生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援を実施しているところである。

カーボンニュートラルの実現に向けて、中小企業が脱炭素化に向けた設備投資や技術開発等に取り組むことができるように後押しする必要がある。

また、脱炭素社会の実現にむけて、国が果たすべき役割は決定的に重要である。東京をはじめとする各地域の主体的かつ率先的取組を支援する施策の構築や2050年に向けた更なる技術開発などに取り組むとともに、温室効果ガスの国内での大幅削減を目指すことで脱炭素社会への転換を先導し、世界全体の排出削減に最大限貢献していくことが必要である。

本年2月には「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、エネルギー安定供給の確保に向けた取組のほか、GXの実現に向け、「GX経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構

想」の実現を目指すこととなった。企業が自主的に設定した目標に基づき削減量を評価する仕組みである排出量取引（GX－ETS）が2023年度より試行的に開始し、2026年度より本格的に稼働する。併せて、カーボン・クレジット市場を開設し、GX－ETSの目標達成に活用可能なクレジットとして、J－クレジットとJCMを位置づけ、市場取引を開始するが、その活性化が課題となっている。

<具体的要求内容>

- （１）中小企業の脱炭素化に向けた設備投資や革新的な技術開発等の更なる支援強化を図ること。
- （２）国が開設するカーボン・クレジット市場は、GXリーグにおける排出量取引制度（GX－ETS）の参加企業以外でも取引が可能となることから、中小企業も含め取引に参加しやすい仕組みとするとともに、良質で信頼性の高い海外クレジットも対象に加えることで取引が活性化されるよう、検討を進めること。

2 6 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援 の更なる充実【最重点】

(提案要求先 経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済が本格的な回復に至るまでの間、その支援策の更なる充実を図ること。

<現状・課題>

ウクライナ情勢を契機としたエネルギーや原材料の供給不安、価格の高騰などが重なり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、これまで原油価格高騰等で影響を受けている中小企業を対象とした販路拡大支援や設備投資支援を展開するとともに、円安等を背景としたスタートアップの海外展開を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係構築を推進するため、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設し、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。また、令和4年10月28日には「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を取りまとめ、令和4年度第2次補正予算で中小企業等事業再構築促進事業において物価高騰対策・回復再生応援枠を創設するなど、中小企業の支援を拡充している。

しかし、年間ベースでみた企業物価指数の伸びが、令和4年は昭和56年以来の最高値を記録し、現在も対前年比で高い水準で推移するなど、物価高騰等の影響は今後も一定程度継続することが見込まれる。また、日本商工会議所・東京商工会議所が本年2月に中小企業に実施した調査では、人手不足等を多くの中小企業が感じつつも、今年度内の賃上げが未定又はできない割合が4割を超え、賃上げを行う予定の中小企業も、そのうち6割以上は防衛的な賃上げ（業績の改善がみられない中での賃上げ）となっている。

こうした厳しい経営環境にある中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、事業を継続・発展させていくためには、既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

<具体的要求内容>

経済が本格的な回復に至るまでの間、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図るとともに、パートナーシップ構築宣言の実効性の向上を図ること。

27 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションの進展など産業構造が変化する中、中小企業ではデジタル人材等の確保・育成が大きな課題となっており、求職者に対する職業訓練や在職者へのリスキリングにより、産業構造の変化に適切に対応することができる人材を育成していくことが求められる。

さらに、国による新たな在留資格の創設等により外国人材の受入れ拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

また、現在、特定技能制度・技能実習制度の見直しに向けた検討が、国において進められているが、制度趣旨と運用実態に乖離のない整合性のある仕組みや、人権が尊重される制度設計とともに、人材不足が課題になっている分野を対象を拡大するなど、日本社会の在り方に沿った制度を構築する必要がある。

加えて、国は、令和4年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図

ること。

- (3) デジタル人材をはじめとする産業構造の変化に対応するための人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
- (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図るとともに、特定技能制度・技能実習制度の見直しについて、制度趣旨や中小企業の実情を踏まえた制度づくりを進めること。
- (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
- (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

28 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

<現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナを契機としてデジタル化が進展する中、中小企業が持続的に成長していくためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことが不可欠である。

こうした中、国では、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）」や「IT導入補助金」において、新たに「デジタル枠」等を設けて、デジタル化に資する革新的製品・サービスの開発等に必要な設備投資や、バックオフィスを効率化するためのツール導入等に対して、補助率の引き上げなどを行い、中小企業のデジタル化を推進している。

都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

<具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

29 消費税及び地方消費税の引上げや物価高騰等に伴う中小企業への影響に配慮した対策の実施

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

消費税転嫁対策特別措置法の失効後における中小企業に対する消費税及び地方消費税の転嫁拒否や、物価高騰に伴うコスト上昇の転嫁拒否等の行為が行われないう、中小企業の経済活動に支障が生じない万全の対策を期すること。

<現状・課題>

消費税及び地方消費税の税率は、平成26年4月1日に8%、令和元年10月1日に10%まで引き上げられた。この際、消費税転嫁対策特別措置法が平成26年10月1日から施行されたが、令和3年3月31日をもって失効した。しかし、同法の失効後も、取引上優越した地位にある事業者が、その地位を利用して、取引の相手方に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題となり得る。また、資本金の額及び取引の内容から、下請法の対象となる場合に、発注者である親事業者が、取引先である下請事業者に対し消費税の転嫁拒否等の行為を行うことは、同法上の問題となり得る。

加えて、近年は、ウクライナ情勢等を契機とした物価高騰等により、中小企業の様々なコストが上昇している。こうしたコスト上昇を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、優越的地位の濫用に該当するおそれがある。公正取引委員会は、昨年12月27日に、こうした事例に対する緊急調査結果を公表するとともに、本年3月1日に「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、同月15日に関係団体に適正な価格転嫁が実現するよう要請を行ったところである。

中小企業は商取引において立場が弱く、上記を始め、様々なコスト上昇を適正に価格転嫁できなければ、経営に影響が生じるおそれがある。

このため、価格転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法違反行為及び下請法違反行為に対し、厳正に対処することが必要である。

<具体的要求内容>

中小企業に対する様々なコストの転嫁拒否等の行為が行われないう、監視・検査等の対策を着実に実施するとともに、転嫁円滑化を強力に推進する観点からの情報提供を充実するなど、中小企業の経済活動に支障が生じないように万全の対策を期すること。

参 考

1 消費税及び地方消費税の推移

区 分	消費税	地方消費税	合 計
平成元年4月1日	3.0%	—	3%
平成9年4月1日	4.0%	1.0%	5%
平成26年4月1日	6.3%	1.7%	8%
令和元年10月1日	7.8%	2.2%	10%

2 関連法

- (1) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年8月22日法律第68号）
- (2) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号）
- (3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年6月12日法律第41号）

3 公正取引委員会・経済産業省による転嫁拒否行為に対する対応実績（令和4年3月まで）

(1) 転嫁拒否行為に対する対応状況

調査着手	立入検査	指導（注2）	勧告（注4）	措置要求
14,794件	8,681件	7,316件 (273件)	59件 (13件)	13件

（注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

（注2）転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

（注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

（注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

(2) 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	561件	6件	567件
買ったたき（注5）	6,804件	57件	6,861件
商品購入・役務利用・利益提供の要請	94件	0件	94件
本体価格での交渉の拒否	284件	0件	284件
合計（注6）	7,743件	63件	7,806件

（注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

（注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、（1）に記載の件数とは一致しない。

30 高齢者の就業を推進するための支援の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

高齢者が希望や能力、経験などに応じて働き続けられるように、高齢者に向けた就業支援を一層充実するとともに、企業における高齢者雇用への理解や高齢者を受け入れる職場環境の整備を促進すること。

<現状・課題>

東京都における令和3年度の65歳以上の求職者（都内ハローワーク）は66,323人で年々増加しているが、令和3年度における就職率は16.4%（東京労働局）にとどまっている。

今後、高齢者の就業を推進し、高齢者が生涯現役で働き続けられるようにしていくには、高齢者が希望する仕事と求人とのミスマッチを解消するとともに、企業の高齢者の雇用に対する理解を促し、さらに高齢者が活躍する場を創出することが必要である。

また、令和4年「高年齢者雇用状況報告書」（令和4年12月東京労働局）によると、都内の従業員21人以上の企業のうち、66歳以上になっても継続して働ける企業は32.1%である。

そして、令和3年4月に施行された改正高年齢者雇用安定法では、65歳から70歳までの就業機会の確保措置について、企業に対して7項目（①定年延長、②定年廃止、③契約社員等での再雇用、④他企業への再就職支援、⑤フリーランスで働くための資金提供、⑥起業支援、⑦NPO活動等への資金提供）のいずれかの措置を講ずる努力義務が設けられた。本改正により企業はこれらの就業機会の確保措置について選択できる仕組みを整備することが求められている。

これらのことを踏まえ、今後、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮して活躍できるように、企業に対して高齢者雇用への理解促進と支援を充実させることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 都内ハローワークに設置されている「生涯現役支援窓口」等を活用して、高齢者に向けた情報提供や相談支援を充実するとともに、合同就職面接会や職場体験等を含めた企業とのマッチング機会の拡大・充実を図ること。
- (2) 65歳を超えて高齢者が活躍している企業の具体的な事例紹介を含めた企業向けの広報等を通じて企業の高齢者雇用への理解を促進するとともに、企業が高齢者を受け入れるための職場環境を整備するため、相談支援や情報提供などを充実させること。
- (3) 65歳以上の高齢者を採用した企業や、高齢者雇用の継続雇用に向けた制度構築に取り組む企業への支援を一層充実させること。

3 1 ソーシャルファームの普及

(提案要求先 総務省・厚生労働省・経済産業省)
(都所管局 産業労働局)

障害者等の就労に困難を抱える方の雇用拡大につながるソーシャルファームについて、その普及を図る取組を行うこと。

<現状・課題>

都では令和元年12月、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例（令和元年東京都条例第91号）」を制定した。この条例は、就労の支援に係る施策の推進並びにソーシャルファームの創設及び活動の促進の基本となる事項を定め、就労の支援に係る施策等を総合的に推進することにより、都民一人一人が個性と能力に応じて就労し、誇りと自信を持って活躍する社会の実現に寄与することを目的としている。

この条例に基づき、都は令和2年6月、ソーシャルファームの創設及び活動を支援することを目的に、「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」を策定し、都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めた。さらに、令和3年3月に、都の支援対象となるソーシャルファームを認証し、東京都認証ソーシャルファーム事業所が誕生しており、令和5年5月末時点では33事業所が就労に困難を抱える方の雇用等に積極的に取り組んでいるところである。

こうしたソーシャルファームの取組を全国にも広げるため、その普及を図るとともに、就労に困難を抱える方々に働く場を提供し続けることができるよう支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) ソーシャルファームは、自律的な経済活動の下、障害者、ひとり親、刑務所出所者など就労に困難を抱える方を多数雇用する新たな枠組みであり、こうした方々の雇用の場の拡大と自立の促進を図る上で極めて有効な取組であることから、ソーシャルファームの創設や活動が全国で促進されるよう普及啓発等に取り組むこと。
- (2) ソーシャルファームの創設や活動の促進への支援を検討している地方公共団体に対し、取組実現の後押しにつながるよう、積極的な支援を行うこと。
- (3) 都が認証したソーシャルファームについて、その立ち上げや運営に対する支援を行うこと。また、国や地方公共団体等からのソーシャルファームの受注の機会の増大に向け、必要な措置を講ずること。

○「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」（抜粋）

第3章 ソーシャルファームの創設及び活動の促進等

（ソーシャルファームの創設及び活動の促進）

第10条 都は、前章に定める就労の支援に係る施策のほか、事業者による自律的な経済活動の下、就労困難者と認められる者の就労と自立を進めるため、事業からの収入を主たる財源として運営しながら、就労困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業（以下「ソーシャルファーム」という。）の創設及び活動の促進を通じて、就労の支援を効果的に実施するものとする。

（認証等）

第11条 都は、ソーシャルファームの創設及び活動を支援するため、支援対象となるソーシャルファームを認証するものとする。

2 都は、ソーシャルファームの創設及び活動の支援に当たり、支援策等を取りまとめた指針等を策定するものとする。

3 支援対象となるソーシャルファームを認証する基準は、前項の指針等において定めるものとする。

○関係法令

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」
第3条（国及び独立行政法人等の責務）、第4条（地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）ほか
- ・「地方自治法」
第234条第2項（契約の締結）
- ・「地方自治法施行令」
第167条の2第1項第3号（随意契約）

3 2 ハラスメント防止対策の総合的な推進

(提案要求先 厚生労働省)

(都 所 管 局 産業労働局)

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策の総合的な推進を図ること。

特に、中小企業においては、令和4年4月1日からパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を強化すること。

<現状・課題>

労働施策総合推進法が改正され、職場におけるハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント対策の法制化が図られた。これにより、事業主にパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることが義務付けられ、令和2年6月から施行（中小企業への適用は令和4年4月）されている。

また、セクシュアルハラスメント等防止対策に関しては、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど男女雇用機会均等法等の改正が行われ、事業所の規模を問わず令和2年6月から施行されている。

さらに、令和2年1月には、国において、職場におけるハラスメント関係指針が策定され、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等に関して、事業主が講ずべき措置等の指針が示された。

<具体的要求内容>

事業主が適切にハラスメント防止対策を実施できるように、職場のパワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等の防止に関して、事業主及び労働者に対してきめ細かく法令の周知啓発や相談等の支援を行うなど、ハラスメント防止対策を総合的に推進すること。

特に、中小企業においては、令和4年4月1日よりパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、企業において法に基づく適切な措置が図られるよう、中小企業向けの支援を強化すること。

3 3 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等の社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰りに対する支援について、経済が本格的な回復に至るまでの間、取組を継続するとともに、その更なる充実を図ること。

<現状・課題>

新型コロナウイルス感染症は、企業の様々な経済活動に影響を及ぼしており、令和5年5月の5類移行後も、資金繰りに苦しむ中小企業者は依然存在している。

現在、その影響が長期化する中、令和2年度に多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などによって、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

中小企業者が引き続き厳しい経営環境下にある中、都は地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に対応するよう指導していく必要がある。

こうした中、政府系金融機関による実質無利子融資は、資金繰りに苦しむ中小企業にとって重要な融資制度であったが、令和4年9月で取扱いが終了した。

また、金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度は、コロナ禍で中小企業の経営を後押しする上で効果的であり、利用促進を図る必要がある。

さらに、国は令和2年に、セーフティネット保証4号の全都道府県への指定、同5号の全業種指定、危機関連保証の延長など、信用保証制度の充実強化を図ったが、同4号の全都道府県指定は時限措置であり、危機関連保証は令和3年12月末で終了している。また、セーフティネット5号における全業種指定は令和3年8月に解除され、現在は指定外業種が存在するため、今後の支援継続はもとより、日本経済が本格的な回復に至るまでの間、更なる支援強化の必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 新型コロナ対応融資を利用した多くの事業者において返済が始まっている中、ウクライナ情勢やエネルギー関連の要因、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 政府系金融機関の実質無利子融資の取扱い終了後においても、中小企業の資金繰りのひっ迫など、事業者が直面する課題に対する支援の充実を図る

こと。

- (3) 金融機関が事業者の経営を伴走支援する統一保証制度の利用を促進するため、借入時に発生する保証料負担の更なる軽減や、実質無利子融資の借換需要増を踏まえ限度額の拡大を図ること。
- (4) セーフティネット保証の運用に当たっては、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないように、感染症以外の資金繰り悪化要因も含めた指定や指定期間の延長等に適切に対応すること。

3 4 消費生活相談業務のD X化

(提案要求先 消費者庁)
(都所管局 生活文化スポーツ局)

消費生活相談の利便性の向上及び持続可能な相談体制の確保に向けて、相談業務のD X化を早期に実現すること。また、その前提となる相談員の処遇改善等に向けた基準などを示すこと。

<現状・課題>

国においては、令和3年度に消費生活相談のD X化に向けてアドバイザリーボードでの検討を開始し(※1)、令和4年6月に「消費生活相談デジタルトランスフォーメーションアクションプラン」を公表した。その中で、要望に掲げた課題について検討を進めていることから、今後とも都と国が実務的な協議を継続する予定である。

また、消費生活相談の実施に当たって重要な役割を担う消費生活相談員は、高度な専門知識等を有しているが、近年、相談員の全国的な担い手不足が深刻化し、都においても相談員の確保が困難な状況である。

<具体的要求内容>

消費生活相談員のテレワークを含めた多様な働き方の実現のためP I O - N E T (※2)のモバイル化及びクラウド化を図ること。

あわせて、定型、簡易な相談については、消費者がA Iにより問題解決できるよう、チャットボットの開発、運用を早期に実現すること。

全国的な消費生活相談員の深刻な担い手不足の解消に向け、現状を把握した上で、消費生活相談のD X化で目指す相談体制が確保できるよう、処遇改善に向けた基準などを示すこと。

なお、相談業務のD X化及びその前提となる相談員の処遇改善の推進に当たっては、相談現場の実態を踏まえたものになるよう、地方自治体と十分な協議を行った上で、可能な限り速やかに全体像を整理し公表するとともに、必要な財源を継続的・安定的に措置すること。

※1 アドバイザリーボードには都も自治体代表として参加している。

※2 P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム)は、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から各消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の収集を行う国のシステムであり、国が一元管理している。

3 5 家庭における高速インターネット回線の整備

(提案要求先 総務省)

(都所管局 デジタルサービス局・教育庁)

デジタルトランスフォーメーション推進に向けては、各家庭における通信環境が重要であることから、社会インフラとして家庭における高速インターネット回線の整備を行うこと。

<現状・課題>

新型コロナウイルスとの戦いの中で、国民の暮らしには大きな変化が生じ、教育の分野におけるオンライン授業への対応など、生活の様々な場面でデジタルツールの活用が進展している。一方で、家計支出に占める通信費が増加しており、低所得世帯等に対する一層きめ細やかな支援措置が必要な状況にある。

また、世界と比較して我が国の行政や企業、家庭におけるデジタルシフトは遅れており、それが社会の構造的な課題となっていることが浮き彫りとなっている。

今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを進めていく上では、社会インフラのラストワンマイルともいうべき各家庭の通信環境の格差を是正し、行政手続のオンライン化など、あらゆる家庭に対してクオリティの高い行政サービスを届けることが必要である。

<具体的要求内容>

社会インフラとして全ての家庭における通信環境を整備するため、被保護世帯及び低所得世帯等に対して必要な措置を講じること。

参 考

○ 根拠等

- ・家計支出に占める通信費の増加に関すること
総務省「令和3年 情報通信白書」（令和3年7月）
- ・世界と比較したときの我が国のデジタルシフトの遅れ

	都市全体のデジタル化	デジタル/オープンガバメント	モビリティ	キャッシュレス
	SMART CITY GOVERNMENT RANKINGS 2018/2019 Eden Strategy Institute, ONG&ONG	E-Government Development Index 2018 国連	Urban Mobility Index 3.0 Arthur D. Little	キャッシュレス決済比率 経済産業省「キャッシュレスビジョン」 ※同調査では11ヶ国のみ比較（2015年）
1位	ロンドン	デンマーク	シンガポール	韓国 89.1%
2位	シンガポール	オーストラリア	ストックホルム	中国 60.0% （Alipay、WeChatPayのみ含む参考値）
3位	ソウル	韓国	アムステルダム	カナダ 55.4%
4位	ニューヨーク	イギリス	コペンハーゲン	イギリス 54.9%
5位	ヘルシンキ	スウェーデン	香港	オーストラリア 51.0%
6位	モントリオール	フィンランド	ウィーン	スウェーデン 48.6%
7位	ボストン	シンガポール	ロンドン	アメリカ 45.0%
8位	メルボルン	ニュージーランド	パリ	フランス 39.1%
9位	バルセロナ	フランス	チューリッヒ	インド 38.4%
10位	上海	日本	ヘルシンキ	日本 18.4%
11位	サンフランシスコ	アメリカ	東京	ドイツ 14.9%
：	東京（28位）	：	：	

出典：各種レポートより作成

3 6 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化【最重点】

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること

<現状・課題>

平成16年に国内で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和2年以降、毎年発生し、令和4年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

この間、国は家畜伝染病予防法に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行ってきた。

しかし、依然として本病の発生は継続しており、ここ近年では鶏舎内にウイルスを持ち込む野鳥の侵入防止に効果があるといわれるウインドレス鶏舎での発生が複数例確認されている。また、発症した鶏の位置も鶏舎入口から離れた場所で確認されている。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、今まで検討されていない全ての要因について検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者にとって、飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中で農場バイオセキュリティ(家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組)の徹底を図ることは、経営的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例にかかる疫学調査の迅速な実施と、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、考えられる全ての要因について実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

(2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の2分の1を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

3 7 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

<現状・課題>

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、北海道、九州を除き、ほぼ全国に拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

このため、国は、豚熱発生県及びその隣接県（39都府県）をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

都は、国の対策を踏まえ、令和元年12月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシCSF対策協議会を設立し、令和2年3月中旬から本協議会が経口ワクチンを散布し、感染防止に努めてきた。

こうした中、令和3年4月1日に、改正家畜伝染病予防法が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、国庫負担金を財源とした都道府県が主体となつて行う事務として位置づけられた。野生イノシシへの経口ワクチン散布は岐阜県、愛知県で散布が開始されてから4年が経過し、効果が得られているにもかかわらず、さらなる検証が必要として未だ都道府県事務として散布が行えない状況である。本対策は長期にわたることが見込まれていることから野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

アフリカ豚熱については、有効なワクチンや治療法がなく、国内への侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられている。世界では韓国をはじめアジア、ヨーロッパ、アフリカ各国で発生が続いており、我が国への侵入リスクがますます高まっている。

国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係るPRを行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。また、国内に本病が侵入した場合に備え、法改正を行い、予防的殺処分の規程を定めた他、令和2年度よりワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策に取り組んでいるものの、野生イノシシへの対応については検討が始まったばかりである。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、対策の強化が

必要である。

こうしたことから、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）野生イノシシの豚熱対策の確実な実施

家畜伝染病予防法に基づき、野生イノシシの豚熱経口ワクチン散布を同法第 60 条第 1 項第 8 号に定める農林水産大臣が特に必要と認める投薬として指定すること。

本事業に係る経費を各都道府県に対し国庫負担金として交付し、必要な財源を国が確保すること。

経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。

（２）アフリカ豚熱の国内侵入防止策の確実な実施等

空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。

野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合に備え、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法とあわせ、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた上で、実現性のある手法を早急に開発すること。また、本手法に基づく対応を行った都道府県に対し、十分な予算措置を行うこと。

3 8 漁業収入安定対策事業の拡充

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

漁業収入安定対策事業について強度資源管理タイプの対象となる魚種の拡大を図ること。

<現状・課題>

キンメダイは、房総半島から南西諸島に至る太平洋岸に分布し、関東沿岸から伊豆諸島周辺が最大の漁場であり、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の各県の漁業者が漁獲している。

東京都では、全体の漁獲金額のうちキンメダイが45%を占めており、漁業経営上最も重要な魚種の一つである。東京の漁業者は、資源を持続的に利用するために夜間操業の禁止や禁漁期、禁漁区の設定、漁具の制限を行うなどキンメダイの資源管理に努めてきた。

一方、国では、新たな漁業法のもと、キンメダイについても漁獲可能量（TAC）管理に向けた検討を進めており、経営への不安を抱える漁業者へのサポートが不可欠である。

このため、以下の要求を行う。

<具体的要求内容>

キンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組む漁業者が、漁獲金額が減少した場合に経営の安定が図れるよう、資源管理指針・計画作成要領を改正し、強度資源管理の対象を拡大するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払い戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

39 資源管理の強化に伴う許可制の導入

(提案要求先 農林水産省)
(都所管局 産業労働局)

キンメダイの資源管理を効果的に実施するため、国による許可制を導入すること。

<現状・課題>

キンメダイは、都の漁獲金額の約45%を占める重要な魚種であり、主要漁場の一つである伊豆諸島周辺海域では、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の漁船が入り合って操業を行っている。

伊豆諸島周辺海域で操業を行う一都三県の漁業者は、キンメダイの持続的な利用を図るため、体長の制限や禁漁区の設定、漁具の制限などの自主的な資源管理に取り組んできた。

しかし、海洋環境の変動等により漁獲量は長期的に減少傾向にあり、キンメダイの資源回復は重要な課題となっている。

こうした中、国では改正された漁業法のもと、キンメダイを漁獲可能量（TAC）管理の対象に加える方針を示しており、これまで資源管理に取り組んできた漁業者は、更なる規制の強化につながるのではないかと不安を募らせている。

持続可能な漁業を実現するうえで、資源管理の推進は不可欠であり、国において、漁業操業実態を把握し、より精度の高い資源評価に基づき、関係者の合意のもと取組を進めることが必要である。また、漁獲量抑制の観点から、無秩序な参入を抑制していくことも不可欠である。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

キンメダイ漁業について、資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制の構築と、無秩序な参入抑制の観点から国による許可制を導入すること。許可制の導入にあたっては新規就業者の確保・育成の観点にも配慮すること。

4 0 公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 産業労働局)

公共職業訓練施設の入校申請に必要なハローワークにおける手続の電子化等を進めること。

<現状・課題>

公共職業訓練の受講希望者のうち、雇用保険受給者等はハローワーク経由での申込みが必要である。

ハローワークでは、受講希望者から申込みを受ける場合、相談対応や手続の説明、入校願書の受付などを対面で実施することとしている。

都では現在、公共職業訓練のオンライン化を進めているが、こうした取組をより効果的に進めるためには、入校申請手続においてもオンライン化が必要である。

<具体的要求内容>

公共職業訓練施設への入校に当たり、受講希望者がハローワークにおける手続の電子申請やオンラインを活用した相談等ができるよう運用を見直すこと。

4 1 フリーランスが安心して働ける環境の整備に向けた支援の充実

(提案要求先 公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁)
(都所管局 産業労働局)

フリーランスに係る取引の適正化や就業環境の整備に向け、新法の周知の徹底と適切な運用等を図ること。

<現状・課題>

内閣官房等がフリーランスを対象に行った令和3年の調査では、優越的地位にある事業者がその地位を利用し、正常な商慣習に照らしてフリーランスに不当に不利益を与えている実態が明らかになっている。

また、令和4年4月より、改正育児・介護休業法が順次施行され、改正労働施策総合推進法でも、職場のパワーハラスメント防止措置が全ての企業において義務化されるなど、労働者の職場環境について整備が進む一方、労働者性が認められづらいフリーランスの就業環境については、その整備が未だ十分とは言えない状況にある。

こうした中、令和5年4月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引の適正化等法）」が成立したところであるが、同法の適切な運用に向けては、各事業者に対する周知啓発や支援の充実を図り、フリーランスが安心して働ける環境の整備を促進する必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) フリーランス・事業者間取引の適正化等法に定める取引の適正化や就業環境の整備等について、今後、実態を踏まえた効果的な仕組みとするとともに、制度の詳細について、その内容が委託事業者とフリーランスの双方に十分理解されるよう、周知啓発のほか、相談対応等において具体的な助言を行うこと。
- (2) 委託事業者がフリーランスからの申出に応じて、育児介護等と両立して業務遂行できるよう必要な配慮を行い、また、ハラスメント行為に係る相談対応など必要な体制の整備等に取り組むように後押しするため、必要な措置を講じること。
- (3) フリーランスの就業形態など、働き方の実態を速やかに把握するとともに、その実態を踏まえ、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために必要な対策の検討を進めること。

参 考

(国の動向)

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）の概要等

○趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備する。

○内容

- ① 特定受託事業者に係る取引の適正化
 - ② 特定受託業務従業者の就業環境の整備
 - ③ 違反した場合等の対応
 - ④ 相談対応等の取組
- ・施行日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日